

インド契約法における約因の変態

—特に善良約因について—

比 嘉 義 秀

目次

- I. はじめに
- II. 基本的な要件についての定まった解釈の不在
- III. 25条1項の潜脱と新たな約因
- IV. 結論

I. はじめに

本稿は、1872年インド契約法（The Indian Contract Act, 1872、以下ではインド契約法と表記する）の中で契約の成立に約因（consideration）を要求する原則に対する例外を定めた規定のひとつである25条1項に焦点を当て、インドの裁判所による判例の展開を見る⁽¹⁾。本規定は約因を伴わずになされた合意であっても、それが登録された書面においてなされ、かつ「互いに近い関係に立つ当事者の間で自然な愛情（natural love and affection between parties

(1) The Indian Contract Act, 1872 (Act No.9 of 1872), s.25(1):「[約因を伴わずになされた合意は以下の場合を除いて無効である] (1) その合意が書面において明記され、差し当って文書の登録に関して効力を有している法の下で登録されており、かつ互いに近い関係に立つ当事者の間で自然な愛情ゆえになされている場合 (it is expressed in writing and registered under the law for the time being in force for the registration of documents, and is made on account of natural love and affection between parties standing in a near relation to each other; or unless)」

standing in a near relation to each other)」に基づいてなされている場合には契約としての拘束力を有するものとしている。ここで規定されている合意締結の背景にある当事者間の近親関係といった一定の関係性の中で生じる自然な愛情は、イングランド法において善良約因 (good consideration⁽²⁾) ないし道義的約因 (meritorious consideration) と呼ばれ、コモン・ロー上もエクイティ上も有効な約因とはなされていない⁽³⁾。

それに対してインド契約法 25 条 1 項は一定の関係にある当事者間の自然な愛情に基づく無償約束に対して拘束力を認めるものであり、一見するとイングランド法にはない特徴的な規定であると言えることができる⁽⁴⁾。しかし、既に筆者が別稿において明らかにしているように⁽⁵⁾、もともとインド契約法の初期草案 (1866 年) を起草したロンドン所在のインド法律委員会によって約因の原則に対する一般的な例外方法としての「証書の登録」という方法が捺印契約 (contract under seal) に対する代替として提案されていたところ⁽⁶⁾、現行規定の「自然な愛情」条項は、インド現地の立法手続の中で当時のインド社会の実情に照らして約束者保護の必要性を強調する立場からの反対により、登録証書による契約を制約するものとして追加された要件であった。この結果としてインド契約法は捺印契約に相当するような約因の原則へ

-
- (2) なお good consideration には、善良約因の他に有効な約因を意味する用法も見られるため注意を要する。
 - (3) 拙稿「インド契約法における約因規定—イングランド契約法史上の位置づけについて—」同志社法学 436 号 75 頁 (2023 年) 112-19 頁。
 - (4) 英領インド時代のミャンマーに導入されたインド契約法を分析する中で、この点を含めて同法における約因の「形骸化」を指摘するものとして、金子由芳「ミャンマー契約法に関する一考察」神戸法学雑誌第 67 卷 1 号 9 頁 (2017 年) 17-22 頁。
 - (5) 拙稿「1872 年インド契約法 63 条の研究—債務減免と約因 (2・完)—」法学協会雑誌 132 卷 10 号 127 頁 (2015 年) 131-33 頁。
 - (6) Indian Law Commission, *Second Report of Her Majesty's Commissioners Appointed to Prepare a Body of Substantive Law for India, & c.* (1866), 7.

の一般的な例外方法を失ったのであり、第1項を含む25条規定の若干の例外に該当しない限り、約因を伴わない約束に契約としての拘束力を与えることができない。イングランド法においては捺印証書の方式を用いることにより、インド契約法25条が定める種類の合意か否かに限らず拘束力を与えることが可能なのであり、それ故同規定は「厳格に制約された例外 (strictly limited exceptions)」⁽⁷⁾と呼ばれる。

本稿はこのように一般的例外の不在という意味において約因要件を厳格に課すインド契約法の特徴を前提として、厳格に制約されながらも特徴的な要素を併せ持った例外規定である25条1項をインドの諸裁判所がどのように運用してきたのかという問題を検討する。以下ではまず「自然な愛情」や「近い関係」といった25条1項の主要な要件がどのようにインドの判例において解釈されてきたのかという点を確認する(Ⅱ)。インド契約法は制定から1世紀半を経過しており、かつ同規定は同法の中でも基本的な条文のひとつであるにもかかわらず、これらの基本的な要件がどのような意味を有しているのかについて十分に定まった解釈が存在していない。これは25条1項の適用が問題となった判例の少なさに起因している面があるのであるが、その一つの原因とも言えるのが、インドの裁判所がこれまでに同規定の適用を回避するようないくつかの判例法理を発展させてきたことである⁽⁸⁾。本稿ではこのような判例法理の一つとして一種の善良約因そのものを有効な約因として承認する一連の判例の展開を明らかにする(Ⅲ)。

(7) Frederick Pollock & Dinshah Fardunji Mulla, *The Indian Contract Act* (1905), 124.

(8) その一例として、Yoshihide Higa, "Consideration and Registered Writing in the Indian Contract Act" 7 *Delhi Law Review (Student Edition)* 186 (2020) 参照。

II. 基本的な要件についての定まった解釈の不在

ここでは「自然な愛情」および「近い関係」というインド契約法 25 条 1 項を構成する基本的な要件が裁判所によってどのように解釈されてきたのかを確認する。前述のように、これらの諸要件は同法が成立した立法過程の中で加えられたものであり、しかも同法が最終的に成立した 1872 年 4 月 9 日のインド政府立法参事会において急遽行われた修正であったために⁽⁹⁾、その内容について必ずしも十分な検討が行われたわけではなかった。したがって立法史料からこれらの諸要件の意味について手掛かりを得ることは難しく、この解釈の役割は専ら裁判所の手委ねられたのであった。

(1) 近い関係

「近い関係 (near relation)」要件に関してはその範囲を画する明確な基準を示した判例は特に存在していないようである。したがって、インド契約法 25 条 1 項の下で契約の締結を意図する当事者は、とりわけ先例の存在しないグレーゾーンの事例では、不安定な状態に置かれることになる。

既存のインドの判例において同規定の適用があった、あるいは適用可能性を前提とする判断がなされたケースとしては、まず家族構成員同士、具体的には (a) 夫婦間⁽¹⁰⁾、(b) 親子間⁽¹¹⁾、(c) 兄弟間⁽¹²⁾、(d) 姉妹間⁽¹³⁾、(e)

(9) *Abstract of the Proceedings of the Council of the Governor-General of India, Assembled for the Purpose of Making Laws and Regulations: 1872*, vol. 11 (1873), 374.

(10) *Poonoo Bibee v. Fyez Busk*, (1874) 15 Beng. L. R. App. 5; *Rajlukhy Dabee v. Bhootnath Mookerjee*, (1900) 4 C. W. N. 488.

(11) *Appa Pillai v. Ranga Pillai*, (1882) I. L. R. 6 Mad. 71; *Saroj Bandhu Bhaduri v. Jnanada Sundari Debya*, A. I. R. 1932 Cal. 720; *Prince Khanderao Gaekwar of Baroda v. Commissioner of Income Tax, Bombay City*, A. I. R. 1949 Bom. 17; *Lalit Mohan Dutta v. Basudeb Dutta*, A. I. R. 1976 Cal. 430.

(12) *Bhiwa Mahadshet Takate v. Shivaram Mahadshet Takate*, (1899) 1 Bom.

兄と妹の間の事例が見られる⁽¹⁴⁾。これらの事例は基本的に血縁関係が認められるため 25 条 1 項の適用上もそれほど問題が無いと言える。ただし、アラハーバード高裁による *Sarfaraz Ali Khan v. Ahmad Kamil Mustafa Khan*⁽¹⁵⁾ 判決 (1944 年) は、同居の兄弟間での登録証書に基づく年金支払いの合意に強制力を与えた事例であるが、一方は父の前婚の子であるのに対して他方は父の後妻の連れ子であり、家族の構成員同士ではあったが血縁関係が存在しないケースであった。同高裁は「近い関係」という点については特に論じなかったが、同合意の効力を認めるにあたってそれが自然な愛情に基づくものであるという判示を行っており⁽¹⁶⁾、これは両者の近い関係性を前提とした上での判断であったと言える。このように、少なくとも同居の家族間においては必ずしも厳格な血縁関係は要求されていないと言える。

それに対して、親戚関係にある当事者間のケースにおいては必ずしも常に近い関係性が認定されているわけではない。25 条 1 項の適用が肯定されたケースとして、例えば *Nisar Ahmad Khan v. Rahmat Begam*⁽¹⁷⁾ 判決 (1927 年) においてアワド高裁は、妻の両親に対して扶養料の支払いが登録証書によって約束されたという事案において、「ムスリムの婦人の両親はその夫の親戚であり、我々は彼らが彼にとって近い関係に立つ当事者である

L. R. 495; *Venkatasamy Naidu v. Rangasamy Naidu*, (1902) 13 Mad. L. J. 428; *Vijaya Bamraj v. Dr. Sir Vijaya Ananda*, A. I. R. 1952 All. 564; *Mohd. Moinuddin v. Mir Ahmed Ali*, A. I. R. 1965 A. P. 409.

(13) *Mania v. Deputy Director of Consolidation U. P.*, A. I. R. 1971 All. 151.

(14) *Ranganayakamma v. K. S. Prakash*, (2008) S. C. C. 673.

(15) A. I. R. 1944 All. 104.

(16) *Id.* at para. 15. ただし、同か所では「年金の証書における love and affection についての書き出し部分 (recital) は完全に真実であり、下級審の判事の認定は誤りであるという結論に至ることに我々は何らためらいが無い。したがって我々は当該証書には有効かつ相当な約因 (valid and adequate consideration) があつたと判示する」とされており、love and affection が約因を構成するかのような表現となっている。

(17) A. I. R. 1927 Oudh 146.

と認定しなければならない」と判示している。更に、ヒマーチャル・プラデーシュ高裁の *Ram Dass v. Kishan Dev*⁽¹⁸⁾ 判決は実の兄弟同士だった2人の人物の孫の間の合意の効力が問題となったケースであった。紛争の解決のためにある不動産の持ち分を確定する和解を約する合意が登録されたという事案において、同高裁は「同合意は書面において登録されており、かつお互いに近い関係に立つ当事者の間の自然な愛情ゆえになされたようである」⁽¹⁹⁾と判示している。それに対して、*Pratima Chowdhury v. Kalpana Mukherjee*⁽²⁰⁾ 判決（2014年）は息子Aの妻Bの叔母Yに対してAの母Xが不動産の譲渡を合意していたというケースであったが、最高裁はXとYの間の近い関係性を否定している。この判断に当たっては親戚の中でも近い関係にあるか否かという点がひとつの決め手となっているようであるが、他方においてXY間にABの婚姻関係を除いて全く個人的な関係性が存在していなかったという事情も併せて考慮されており⁽²¹⁾、これは「近い関係」の認定に当たっては必ずしも類型的な判断がなされていないということを示唆する。この点に関連して、上記アワド高裁の *Nisar Ahmad Khan v. Rahmat Begam* 判決における下記の傍論は注目される。

「この条件の意味が従来諸判例において議論となっている際には、『近い関係に立つ当事者』という言葉にあたかもそれが『近い親戚』を意味するかのよう解釈する傾向があるようである。我々はその言葉の意味はこのような形で狭められるべきではないという意見である。親戚や法律上の関係性にない者たちがそれでもお互いに近い関係（near relation）に立つような多くの事例がある。」⁽²²⁾

(18) A. I. R. 1986 H. P. 9.

(19) *Id.* at para. 7.

(20) (2014) 4 S. C. C. 196.

(21) *Id.* at para. 28.

(22) *Nisar Ahmad Khan v. Rahmat Begam*, A. I. R. 1927 Oudh 146, 146-47.

以上のように、「近い関係」の認定には必ずしも明確な基準が判例によって形成されてきているとはいえ、むしろとりわけグレーゾーンにおいては裁判所による事後的な審査によって事案ごとの判断が行われる可能性が高いと言える。25条1項が約因の原則に対する限られた例外方法であることに鑑みれば、同規定に柔軟な解釈の余地を与えることには一定の意味があるものと言えるが、他方で明確な基準の不在は予測可能性を損なうものであり、25条1項の下での合意締結を妨げる要因ともなり得る。

(2) 自然な愛情

「自然な愛情 (natural love and affection)」要件に関しては伝統的に二つの古い判例が対比されてきた⁽²³⁾。一方のカルカッタ高裁による *Rajlukhy Dabee v. Bhootnath Mookerjee*⁽²⁴⁾判決 (1900年) は被告が原告である自らの妻との別居に当たり、金銭及びその後の扶養料の支払いを約束する証書を登録したというケースであるが、当該証書にはそれが作成されるに至った経緯として二人の間の不和や喧嘩について言及され、それを原因として上記合意がなされたことが記載されていた。この点原審においてはインド契約法25条1以降に基づいて同合意には自然な愛情を黙示に認定し得る旨判示されていたのであるが、上訴を受けたカルカッタ高裁は、そのような見解は「当該文書の書き出し部分 (recitals) に対して正反対であるように見える」⁽²⁵⁾として退けている。すなわち本判決は当事者間の不和の解決方法として当該合意が行われた場合には25条1項の「自然な愛情ゆえに」という要

(23) Frederick Pollock & Dinshah Fardunji Mulla, *The Indian Contract Act* (2nd ed. 1909), 155; Avtar Singh, *Contract and Specific Relief* (11th ed. 2013), 141-42; Anirudh Wadhwa (ed.), *Mulla, The Indian Contract Act* (15th ed. 2016), 120. See also A. C. Patra, *The Indian Contract Act 1872*, vol. 1 (1966), 521 n. 9.

(24) (1900) Cal. W. N. 488.

(25) *Id.* at 490.

件を満たさないとの立場に立った。またこの判例は夫婦間という明確に「近しい関係」要件を満たす間柄にある当事者の間において「自然な愛情」の存在を否定したものであり、両者の要件が独立のものであることを示した例としても注目される⁽²⁶⁾。これに対してボンベイ高裁の *Bhiwa Mahadshet Takate v. Shivaram Mahadshet Takate*⁽²⁷⁾ 判決（1899年）においては、当事者間の和解を目的として作成された合意の効力が同規定の下で肯定されている。本件における当事者は実の兄弟であったが、本件合意に至るまでに両者は不動産の帰属をめぐる係争中であった。同訴訟において勝訴した本件被告はその後当該不動産の半分の持ち分を原告に譲渡することを約束していた。このように、近親者間の紛争の解消のための合意が「自然な愛情」要件を充足するののかという論点につき、ほぼ同じ時期のカルカッタ高裁とボンベイ高裁は正反対の立場を示した。

インドの高裁は他の高裁の判例によって拘束されないため、明確な判例変更ないし最高裁判決（または枢密院判決）が存在しない以上、異なる高裁の判例間の解釈不一致は依然として解消されたとは言えないのであるが、概してインドの裁判所は和解目的で作成された登録証書の効力を 25 条 1 項の下で肯定する傾向を示してきた。例えば、アラーハーバード高裁の *Mania v. Deputy Director of Consolidation U. P.*⁽²⁸⁾ 判決（1971年）は、直接には土地整理事業に関する行政審判所（Deputy Director of Consolidation）の決定に対する審査の申立てに基づくものであったが⁽²⁹⁾、そこでは姉妹間の紛争の解消のために作成登録された土地譲渡に関する証書の効力が争われた。同証書は、両者の母 A が本件申立人 X に（上記土地を含む）自らの土地を譲渡した

(26) Pollock & Mulla, *supra* note 23, at 155.

(27) (1899) 1 Bom. L. R. 495.

(28) A. I. R. 1971 All. 151.

(29) The Constitution of India, Article 226.

ことを B が不服として紛争が生じていたことを受けて X が B のために作成したものであり、文面上は 2,500 ルピーを対価とした売買契約となっていた。しかし実際には金銭は B から支払われておらず、X は B に対して同証書の取消しを求めて訴訟を提起していた。上記土地整理事業が開始されたのは同訴訟の控訴審が争われている最中であり、当該土地の権原が問題となったところ、同審判所は B の権原を認める判断を行った。X による審査の申立てを受けたアラーハーバード高裁は、結論としては約因が受領されていない点についての立証責任が X にあるとしてそれを果たさなかった X の主張を退けたのであったが、下記のように仮にその点が立証されたとしてもなお 25 条 1 項によって上記証書の効力が肯定される旨判示した。

「本件において証書は登録された証書であり、それは一方の姉妹から他方の姉妹のために作成されている。もし強迫 (coercion or duress) の主張が退けられるのであれば、当該取引は 25 条 1 項によってカバーされており、たとえ申立人によって主張されているように現金の約因が支払われなかったのだとしても無効とは言い得ないものと述べ得るであろう。」⁽³⁰⁾

このようにアラーハーバード高裁は、先行する紛争の解決方法としてなされた合意につき「自然な愛情」要件を満たすという立場をとった。また別の例として上述のヒマーチャル・プラデーシュ高裁の *Ram Dass v. Kishan Dev*⁽³¹⁾ 判決 (1984 年) においても、和解目的の合意が「自然な愛情」に基づくものであると判示された。本件の事実関係についてはある程度述べているが、被告女性は亡くなった父親 A の法定相続人であったのに対して、原告は A にとっての叔父の孫にあたる男性であり、彼は A が残したという遺言を根拠に遺産の持ち分を争っていた。本件合意はこの紛争を解決するために

(30) *Id.* at para. 14.

(31) A. I. R. 1986 H. P. 9.

村の年長者らの仲裁を受けて成立したものであった。判決では「自然な愛情」の認定につき次のように述べられている。

「上記で既に指摘したように、原告は赤の他人ではなく Smt. Durgi〔被告女性〕に近い関係にあった (nearly related)。そういうものとして、年長者らが当該家族内で生じた紛争を終結させるよう願いを伝える際に関係に言及したものと結論付けてよいであろう。Smt. Durgi の感情に対して訴えかけが行われ、その際の家族感情と愛情の影響の下で彼女が年長者らによって提案された協定に合意したと述べるのが正当であると、〔原審の〕裁判官によって正しくも述べられている。(中略)

当該いわゆる和解 (settlement) が実際に当事者間で紛争を解消するためのものであったことに争いは無い。同合意は書面において登録されており、かつお互いに近い関係に立つ当事者の間の自然な愛情ゆえになされたようである。この根拠のみをもって、たとえ原告によって何らの実質的な約因が支払われていないのだとしても、彼は当事者間で和解された不動産につき 3分の1の持ち分権を有する。」⁽³²⁾

以上のように現在でも必ずしも「自然な愛情」の解釈は統一されていないのであるが、先行する当事者間の紛争解決目的の合意の場合には「自然な愛情」要件の充足が肯定される可能性が高いと言える。しかし、近年ではとりわけ家族間の場合に関してはこの問題を論じる実益が乏しくなっている。この点は次節で改めて論じるが、その兆候はこの *Ram Dass v. Kishan Dev* 判決においても見られる。すなわち、上記引用個所の省略個所は原審の判断に言及した部分なのであるが、そこでの「〔原審〕裁判官によって更に、家

(32) *Id.* at paras. 6-7.

族の構成員の間での平和と友好の促進のための協定 (arrangement for promoting peace and good-will) はそれ自体が家族内の取決め (family settlement) の有効な約因 (good consideration) であると述べられている⁽³³⁾ という個所が重要な意味を持つこととなる。

Ⅲ．25 条 1 項の潜脱と新たな約因

上記 *Ram Dass v. Kishan Dev* 判決におけるヒマーチャル・プラデーシュ高裁は、一定の近親関係に立つ当事者が紛争の解消のために (約因を伴わずに) 行った登録書面による合意が「自然な愛情」要件を満たすものとしてインド契約法 25 条 1 項に基づき契約としての効力を生じるものとしたが、他方で同高裁は原審が家族内での平和と友好の促進それ自体が有効な約因 (good consideration) であると判示したことに触れ、かつその点を肯定的に考慮している。確かにイングランド法においても家族協定 (family arrangement) においては約因要件の厳格性がある程度緩和されている⁽³⁴⁾。しかしもし家族協定ないし家族間の取決め (family settlement)⁽³⁵⁾ において紛争解決による家族内の平和の促進という目的そのものがインド法上有効な約因を構成し得るのであるとすれば、それは実質的に善良約因を有効な約因として承認するものであると言える。更にインド法では家族協定には特に登録が要求されておらず口頭でも可能とされているため、特別に立法によって書面や登

(33) *Id.* at para.6. ここでは加えて原審判決が *Latif Jahan Begam v. Nabi Khan*, A. I. R. 1932 All. 174 を援用したとしている。

(34) 例えば約因の相当性や約因の提供元に関するルールを緩和したケースが見られる (前掲注 3・拙稿 115-19 頁)。

(35) なおこの文脈で用いられる family settlement の語は、いわゆるイングランド物権法史における家族間承継的財産設定のような限定された意味ではなく、family arrangement とほぼ互換的に用いられている。例えば Tapash Gan Choudhury (ed.), *Mitra's Legal & Commercial Dictionary* (6th ed. 2006), 345 には「family arrangement/settlement」という項目が設けられている。

録が要求されている類型の合意でない限り、特別な方式を要求されないことになる。先行する家族内の紛争の解決を目的としない純粋な家族間の自然な愛情に基づく合意の場合には依然としてインド契約法 25 条 1 項による登録書面の要件を満たす必要があるのだとすると、これではややバランスを逸する⁽³⁶⁾。仮に先行する紛争の存在は本質的ではなく、そのようなケースでなくとも家族の平和の約因性を認め得るという立場を採るのであれば⁽³⁷⁾、もはや 25 条 1 項は不要ということになってしまう。

ここではこうしたインド契約法 25 条 1 項の規律の潜脱を可能とする家族協定に関する判例の展開を見ていくことにしたい。以下、上記の *Ram Dass v. Kishan Dev* 判決の原審の議論の淵源を簡単に辿った上で (1)、同論点に関する最高裁判例とそれを踏まえた近年の判例を見る (2)。更に、「それ自体有効な約因としての家族内の平和の促進」という枠組みを家族協定の文脈を超えて拡張する近年の事例が存在しているので、その判例を最後に確認する (3)。

(1) 淵源：難ある基礎づけ

まず上記 *Ram Dass v. Kishan Dev* 事件の原審では、家族協定においては家族の平和の実現という目的そのものが約因となるという議論の根拠としてアラールハーバード高裁による *Latif Jahan Begam v. Nabi Khan*⁽³⁸⁾ 判決 (1931 年) が援用されたものと述べられているので⁽³⁹⁾、同判決の確認から始めることにしたい。本件の原告女性は被告の息子と婚姻関係にあったが、ま

(36) ただし、家族内の紛争解決の促進という根拠によるある程度の正当化は可能かもしれない。

(37) そのような立場を採るものとして、*Latif Jahan Begam v. Nabi Khan*, A.I. R. 1932 All. 174, para. 19 参照。

(38) A.I. R. 1932 All. 174.

(39) 上記注 33 参照。

もなく夫の元を離れ別居状態にあった。被告は原告が息子の元に戻ることを期待して原告に対して毎月 30 ルピーの金銭給付を行う旨書面にて約束していた。結局原告は夫の元には戻らず（この点が停止条件（condition precedent）でない点为本判決によって認定されている）⁽⁴⁰⁾、上記約束に基づく金銭給付も行われなかったため、原告が未払い分と利息の支払いを請求した。原審（第 2 審）である県裁判所は同合意は約因を欠く無効な合意であるとして原告の請求を棄却したのであるが、上訴を受けたアラーハーバード高裁は裸の契約（nudum pactum）という被告の主張を退けている。その根拠としては、第 1 に約因の有無は訴答の段階で争点となっておらず原告に十分な立証の機会が与えられなかったことが述べられるのであるが、それに続いて仮に被告の主張が認められたとしてもなお同合意の効力が認められる旨判示されている。ひとつの根拠とされているのが、枢密院による *Khwaja Muhammad Khan v. Husaini Befam*⁽⁴¹⁾ 判決（1910 年）である。ただし、この判例は新郎と新婦の父親同士が両者の結婚を合意した際に新郎の父親（被告）が新婦の父親に対して同婚姻を約因として新婦（原告）に金銭給付を行う旨約束していたのに対して、別居後の原告が同合意を根拠に請求を行ったケースであり、直接の契約関係の法理（privity of contract）との関係上合意の当事者でない原告の請求の可否が問題となっていたところ、擬制信託的な構成によって原告の請求権が認められたというものである。したがってこの枢密院判例は約因の不存在という問題を突破するための十分な根拠とはなりえないものであった。こうした不十分な先例の基礎付けを補うもうひとつの根拠として高裁が持ち出したのが、「それ自体有効な約因としての家族の平和」という考え方であった。

「我々の意見では当事者間の取引は家族間の取決め（family settle-

(40) *Latif Jahan Begam v. Nabi Khan*, A. I. R. 1932 All. 174, para. 12.

(41) (1910) I. L. R. 32 All. 410 (P. C.).

ment) の性格を帯びている。それはふたりの家族の構成員の間で結ばれており、その目的は義理の娘である Latif Jahan Begam と彼女の夫の Akhtar Ali Khan の間の友好の促進 (promote goodwill) であった。

紛争の存在や、何らかの財産への請求権の主張は家族間の取決めの形成にとって本質的ではない。取決めがある特定の家族の構成員の間で結ばれ、それがその構成員の間の平和と友好の促進 (promote peace and goodwill) のためになされている場合には、それ自体が同取引を支える有効な約因 (good consideration) である。家族協定 (family arrangements) の場合には裁判所は約因の量 (quantum of consideration) をそれほど綿密に取り調べないというのが定まった法の準則である。」⁽⁴²⁾

ここに *Ram Dass v. Kishan Dev* 判決の原審が依拠した家族内での「平和と友好の促進」という表現が現れている。上記引用箇所につき判決では特に根拠となる判例は挙げられていないが、ここでイングランド法における家族協定に関する判例法理が念頭に置かれていることは明白である⁽⁴³⁾。しかし他方において引用箇所の最後に見られる、家族協定においては裁判所は「約因の量」を問題としないという表現は、19世紀のイングランド法における家族協定に関する代表的な判例のひとつである *Williams v. Williams*⁽⁴⁴⁾ 判決で用いられた著名な表現であるが、これは文字通りあくまでも約因の相当性について述べたものであって家族内の平和と友好そのものを約因として認

(42) *Latif Jahan Begam v. Nabi Khan*, A. I. R. 1932 All. 174, paras. 18-19.

(43) 家族の平和という表現は家族協定に関する18世紀のエクイティ上の判例にも見られる。See, e.g., *Stapiltion v. Stapilton* (1739) 1 Atk. 2, at 11: 「エクイティ裁判所は喜んでそれ [family arrangement] を執行するための何らかの正当な根拠を手に入れ家族の平和を樹立するであろう」。

(44) (1867) 3 Ch. App. 294.

(430)

めるための十分な根拠とは言えない。

この点は同じく 20 世紀初頭に書かれた Jnanendra Nath Chaudhuri によるインドの約因に関する先駆的研究（1914 年）における以下のような記述からも同様に述べることができる。

「自然な愛情は、それが証書の中で述べられていれば、不相当な金銭的約因（inadequate pecuniary consideration）を支え助け得る。裁判所は家族の和解（family compromise）のための約因を綿密に調べないであろう。言い換えると、約因の相当性は家族協定の性質のものであるところの契約においては大きな帰結とならないのである。」⁽⁴⁵⁾

このように *Latif Jahan Begam v. Nabi Khan* 判決におけるアラールハーバード高裁の議論は基礎付けにやや難があると言える。しかしその後の現実の判例の展開は、同判決の理論を裏書きするようなものであった。その過程のひとつの特徴と言えるのが、同判例（および *Ram Dass v. Kishan Dev* 判決における原審でのさらなる引用）に見られるように、「家族の構成員間の平和と友好の促進」や「約因の量」といった抽象的な言い回しがオリジナルの判例の事実や論理展開から切り離されて独り歩きし異なる意味を付与されていくことである。またここでは「good consideration」の多義性も意味のすり替えに寄与しているものと考え得る⁽⁴⁶⁾。

(2) 最高裁による承認

基礎付けにやや難があるとはいえ、家族協定において家族の平和の確保それ自体が有効な約因であるという立場は、現在では最高裁によっても承認さ

(45) Jnanendra Nath Chaudhuri, *The Law of Consideration and of Compromise in British India* (1914), 43.

(46) 上記注 2 参照。

れるところとなっている。それが *Commissioner of Wealth Tax v. Vijaya-ba Dowger Maharani*⁽⁴⁷⁾ 判決（1979年）である。本判決はマイソール高裁の判決に対する最高裁の特別許可（special leave）に基づく上訴を受けたものであるが、元は富裕税の査定をめぐる不服申立てに端を発している。本件の事案は、ある資産家の男性が遺言を残さずに亡くなり、残された二人の兄弟がその遺産の分割をめぐる争っていたところ、二人の母が弟に対し、仮に兄が彼に 50,00,000（50 lakh）ルピー相当のものを与えない場合、同額を自らが支払う旨手紙で約束していたというものであり、この約束に基づく未払額 19 lakh が母の富裕税の算定において控除されるかが論点であった。仮に上記約束が契約として有効であれば同額は母の負債として控除対象となるのであるが、富裕税当局はこの約束には約因が伴わない旨主張していた。最高裁の判断は以下のようなものであった。なお同約束を記した手紙は登録されていなかったようである。

「我々の意見では、その主張〔約因の欠如の主張〕は正しくない。行政審判所によって発見されたところの事実および、争われている高等裁判所の判決の中で言及されている事実の全体を踏まえて、それは目下の当事者を拘束するところの家族間の取決めないし家族協定（family settlement or family arrangement）のケースであった。被査定者は家族のための平和を購入する旨合意した（agreed to purchase of peace for the family）のであり、もし自らの年長の息子が 50,00,000 ルピーのいくらかの部分を支払わなかった場合にはその不足額を自らの息子に支払う旨合意したのである。そのような約因は、当事者間での強制可能な合意をもたらす有効な約因（good consideration）であるということは十分に確立している。〔約因を欠く

(47) A. I. R. 1979 S. C. 982.

合意は無効と定めている] 契約法 25 条はこれに対する攻撃とならない。」⁽⁴⁸⁾

このように最高裁も家族協定においては家族の平和の獲得という目的そのものが約因となるという立場を承認した。「家族のための平和を購入」という表現は非常に象徴的である。今やインド法においては（とりわけ先行する家族間の紛争が存在する場合には）インド契約法 25 条 1 項によることなく証書の登録という方式も備えることなく無償の契約を有効に行うことが可能となったのである⁽⁴⁹⁾。

こうしたインド法の立場は一面においては家族間の紛争の解決を重視する裁判所の態度の表れとも見ることもできるかもしれない。とりわけ家族内の合意の問題は登録の有無という点によって効力を決するような形式的判断には馴染みにくいとも言える。この点において 1998 年のデリー高裁の *Manali Singh v. Ravi Singh*⁽⁵⁰⁾ 判決は示唆的である。本件の第 1 原告は第 1 被告の妻であり両者には娘（第 2 原告）がいたのであるが、別居に至り、被告ら（第 1 被告およびその両親）が月々の扶養料の支払いを約束する取決め（settlement）を行った。本件訴訟は同扶養料の支払いが滞り、生活苦に陥った原告らの請求に基づくものであった。被告側は不当威圧や強迫をはじめ様々な抗弁を提出したが、そのひとつが約因の欠如であった（書面の登録についての言及はない）。こうした事案の下でデリー高裁は次のように述べて同取決めの拘束力を認めた。

「それから被告らの代理人は当該取決めが約因を伴わないものであることを主張している。したがって契約法 25 条によってそれが打

(48) *Commissioner of Wealth Tax v. Vijayaba Dowger Maharani*, A. I. R. 1979 S. C. 982, 983.

(49) The Constitution of India, Article 141: 「最高裁判所によって宣言された法は、インド領内の全ての裁判所に対して拘束力を有するものとする。」

(50) A. I. R. 1999 Del. 156.

撃を受ける。当該代理人の主張は巧みなものではあるが、何らの困難なく払いのけることができる。当事者らは通常、彼らの紛争にこれきりのとどめを刺すために裁判所の助けを借りずに自らで紛争を収める。そのように行うにあたって土台にある考え方は、家族内に平和と調和の時代をもたらし、不和、不調和、辛辣、口論を終わりにするということである。したがってそのような種類の取決めにおける約因は、そこからもたらされる愛情 (love and affection)、平和と調和、および満足である。」⁽⁵¹⁾

ここでは第1に愛情 (love and affection) という25条1項の表現を用いつつ、それ自体が約因であると正面から論じられている点が注目されるのであるが、原告の過酷な状況に対する高裁の配慮が見て取れる本件において、有価約因 (valuable consideration) の有無や25条1項の下での証書の登録の存否といった形式的な判断が回避されている点は示唆的である。なお本件の原告のようなヒन्दゥーの場合には1956年ヒन्दゥー養子および扶養法 (The Hindu Adoption and Maintenance Act, 1956) によって妻の扶養の権利が規定されているのであるが、別居のケースでは扶養料が受けられる場合が限られており⁽⁵²⁾、具体的な合意が存在する場合にその効力を基礎づける方法を裁判所が保持することには一定の意味があったと言える。

(3) 家族協定を超えた拡張

上記のようにあくまでも家族協定に限っては、登録のない合意に対して効力を認める余地を設けることにも一定の意義があったと言い得るのであるが、最後に比較的近年の事例として、「それ自体有効な約因としての家族内

(51) *Id.* at para.20.

(52) The Hindu Adoption and Maintenance Act, 1956 (Act No.78 of 1956), s.18 (2).

の平和の確保」という観念が家族協定の文脈を超えて適用された事例が存在しているため、最後にそのケースを見ることにしたい。それはカルナータカ高裁の *Radhakrishna Joshi v. Syndicate Bank*⁽⁵³⁾ 判決（2006年）である。本件においては被告の息子 A が事業資金を原告銀行から借り入れていたのであるが、返済途中で亡くなってしまい、原告が被告に同債務の弁済を請求したというケースであった。被告は上記取引において当事者でも保証人でもなかったが、A の死後彼の債務につき書面にて承認（acknowledgement）を行っており、実際に一部の返済を行っていたことが認定されている。原審ではこの承認に基づいて原告の請求が認容されており、被告側が高裁に上訴（第2上訴（second appeal⁽⁵⁴⁾））したというのが本件の経緯である。被告は承認の事実についても争ったが、原審では一部の弁済が実際に行われていることから同主張は容れられなかった（estopped）。その上で原判決では（Jaswanth Singh 他著とされる）インド契約法の注釈書の次の記述に依拠して同承認の拘束力が認められたとされている。

「第三者の負っている金銭債務を支払う旨の合意は法的に有効な約因（good consideration）である。ある息子が、父の遺産をそれに対して下されたかもしれない判決の執行による競売から守るため、自らの亡くなった父親が支払うべき金銭のために承認（acknowledgement）にサインする場合、当該承認または息子による個人的な責任の引受には約因がある。」⁽⁵⁵⁾

この Jaswanth Singh らによる注釈書の存在は現状確認できておらず、これがどのような根拠に基づいて書かれたものであるのかは不明であるが、少な

(53) A. I. R. 2006 Kar. 2365.

(54) 高裁が第3審となる上訴のことで、第2上訴においては事実問題を争うことができない。See, e. g., Surya Kant (ed.), *Mulla, The Key to Indian Practice: A Summary of the Code of Civil Procedure* (11th ed. 2016), 169.

(55) *Radhakrishna Joshi v. Syndicate Bank*, A. I. R. 2006 Kar. 2365, para. 14.

くとも判決内では同注釈書の記述以外に根拠となる判例等は何ら挙げられていない。また、確かに約因法理上は請求の自制 (forbearance to sue) は有効な約因となり得るのであるが、被告人に対する請求の自制ではない本件においてはその点は議論されておらず、かつそのような原告側の約束が本判決で特に認定されているわけでもない⁽⁵⁶⁾。これに対して上訴を受けたカルナータカ高裁は原判決の結論を維持したのであるが、このやや不確かな根拠を補う必要があったようであり、そこで依拠されたのが上記 *Commissioner of Wealth Tax v. Vijayaba Dowger Maharani* 最高裁判例であった。

「*The Commissioner of Wealth Tax, Mysore v. Her Highness Vijayaba Dowger Maharani Saheb of Bhaunger Palace, Bhavanagar and Ors.* 判決において、家族間の取決め (family settlement) において結ばれたあるいはそこから生じた契約上の債務は、有効な約因 (good consideration) であるところの家族のための平和の購入 (purchase of peace for the family) が約因となって、拘束力を持つと判示されている。本件においては事実認定の問題として、被告は弁済期を迎えた金銭債務の引受と承認の形式であるところの証拠物 P.2 から P.5 までを作成した。これらの承認は出訴期限以内になされている。そのような状況の下で、被告は当該取引の保証人ではないのはあるが、いくらかの支払いが彼によってなされていることは明白であるという場合、自らの息子が負ったローンを返済する被告の側の債務が何ら存在しないと述べることは出来ない。(中略) 更に *Commissioner of Wealth Tax, Mysore* のケースにおける最高

(56) 請求の自制的約束は現に請求を自制したといったような事案の状況から黙示に認定することも可能とされている (See, e.g., R. Yashod Vardhan *et al.* (eds.), *Pollock & Mulla The Indian Contract Act 1872* (15th ed. 2018), 70)。

裁の判決に照らせば、息子が負ったローンを支払う旨の父による引き受けは、家族のための平和を購入し、執行における差し押さえと競売から息子の遺産を守るための有効な約因 (good consideration) である。このような問題に対する観点から、〔第2上訴のために〕挙げられた重要な法律問題 (substantial question of law) は被上訴人の利益のために答えられなければならない。⁽⁵⁷⁾

このようにカルナータカ高裁は、被告による息子の債務の承認が拘束力を持ち、自らの弁済が強制可能となる結果として息子の遺産に対する執行を免れることができることが、家族内の平和という有効な約因を構成するのであるという根拠づけを行った。そもそもこれが本当に家族の平和ということに当たるのかということも疑問の余地があると言えるのであるが、重要なのはここでは最高裁によって提示された有効な約因としての「家族のための平和の購入」という観念が、家族協定の文脈を超えて適用されていることである。家族内の平和の促進そのものを十分な約因として認めるという考え方は、約因や登録の欠如といった形式的な判断にそぐわない家族協定の領域において発展してきた観念であった。したがって本高裁判例は同観念を（銀行相手の）通常取引にまで拡張して適用したという点において一種の逸脱であると評価し得る。しかし、そもそも家族協定における既存の判例の展開も（イングランド判例に由来する）抽象的な文句を元の文脈から切り離して拡大適用する方法によって実現されていたものであり、このような展開は必然的であったとも言い得る。

IV. 結論

以上、本稿ではインド契約法 25 条 1 項に関連する判例の発展を見てきた。

(57) *Radhakrishna Joshi v. Syndicate Bank*, A. I. R. 2006 Kar. 2365, para. 18.

同規定は一見「自然な愛情 (natural love and affection)」というイングランド法上は有効な約因性を否定されている善良約因の要素を規定した条文であるが、実際には証書の登録という方式による約因法理への一般的な例外方法の導入が制定過程段階で断念された結果、それを制約する要件として突如加えられたものであり、インド契約法における約因要件の厳格性を特徴づけるものであった。当初のインドの判例は同規定を構成するいくつかの要件について解釈を行っていたのであるが、依然としてそうした判例の蓄積による統一的な解釈の確立は実現していない。むしろこれまでに進められてきたのは、この「厳格に制約された例外」規定の適用自体を回避し同規定の存在意義そのものを脅かすような判例法理の形成であったのであり、そのひとつが本稿で明らかにした「それ自体有効な約因としての家族内の平和の確保」という法理の発展であった。こうした判例法理は一見家族協定に関するイングランド法の判例に基礎を持つかのような体裁をとりつつ形成されたものであったが、実際にはその範疇を超えて家族の平和という実質的には善良約因に過ぎないものを有効な約因とするものであった。このような意味のすり替えを可能にしたのが、(イングランド判例に由来する) 抽象的な文句をオリジナルの判例の文脈から切り離して拡張的に適用する手法であり、その帰結が、*Radhakrishna Joshi v. Syndicate Bank* 判決における家族協定を超えた銀行相手の契約への同法理の拡張であった。この高裁判例が今後更に広く受容されていくか否かについては現状では定かでない。またこのような手法の妥当性は疑問視し得るところであり、かつこれが他の領域においても同様に見られる現象であるのかは今後更に検証していく必要がある。しかし少なくとも本稿が明らかにした事例は 1872 年インド契約法という形で課された外来の契約法の枠組みをインドの裁判所が徐々に脱ぎ捨て独自の契約法ないし約因法理を形成しつつあることを窺わせるものとして示唆的である。